第1回北竜町議会定例会 第2号

令和4年3月9日(水曜日)

○議事日程

- 1 諸般の報告
- 2 一般質問
- 3 議案第17号 北竜町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 4 議案第18号 北竜町営バス運行条例の制定について
- 5 議案第19号 北竜町国民健康保険条例の一部改正について
- 6 議案第20号 町長、副町長、教育長の給与に関する条例の一部改正について
- 7 議案第21号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 8 議案第22号 北竜町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正 について
- 9 議案第23号 北竜町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
- 10 発議第 2号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に ついて
- 11 議案第24号 公の施設に係る指定管理者の指定について(老人福祉センター)
- 12 議案第25号 公の施設に係る指定管理者の指定について(農畜産物直売施設)
- 13 議案第26号 公の施設に係る指定管理者の指定について(定住促進住宅)
- 14 議案第27号 令和4年度北竜町一般会計予算について
- 15 議案第28号 令和4年度北竜町国民健康保険特別会計予算について
- 16 議案第29号 令和4年度北竜町立診療所事業特別会計予算について
- 17 議案第30号 令和4年度北竜町後期高齢者医療特別会計予算について
- 18 議案第31号 令和4年度北竜町介護保険特別会計予算について
- 19 議案第32号 令和4年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計予算について
- 20 議案第33号 令和4年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計予算について
- 21 議案第34号 令和4年度北竜町簡易水道事業会計予算について

○出席議員(8名)

1番	中	村	尚	_	君	2番	尾	1	﨑	圭	子	君
3番	北	島	勝	美	君	4番	小	`	松	正	美	君
5番	小	坂	_	行	君	6番	杜	1	永		毅	君
7番	藤	井	雅	仁	君	8番	佐	之	木	康	宏	君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町			長	佐		野		豊	君
副	町		長	高		橋	利	昌	君
教	育		長	有		馬	_	志	君
総	務	課	長	南		波		肇	君
住	民	課	長	細][[直	洋	君
建	設	課	長	奥		田	正	章	君
産び推	業 課 まわりプロ 進		兼 ル 長	続		木	敬	子	君
農事	業 委 務	員 局	会 長	JII		本	弥	生	君
教	育委員	会課	長	井			純		君
숲	計 管	理	者	北		清	広	恵	君
地 セ	域 包 b ン タ	舌支	援 長	神		藪	早	智	君
永	楽	園	長	東	海	林	孝	行	君
総	務課課	長補	佐	高		橋	克	嘉	君
代	表監查	查 委	員	板		垣	義	_	君
農	業委員	会会	長	水		谷	茂	樹	君

○出席事務局職員

 事 務 局 長
 高 橋
 淳 君

 書
 記
 杉 本 佳 奈 君

◎開議の宣告

○議長(佐々木康宏君) ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議長(佐々木康宏君) 日程第1、諸般の報告を行います。

令和4年第1回北竜町議会定例会は、3月8日から開会されております。町長から提出された案件中議案第17号から議案第34号の案件につきましては、一括議題として取り扱われ、3月8日より提案理由の説明を行っております。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長(佐々木康宏君) 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第60条の規定により、4名の議員から4件の通告がございました。議長において発言の順序を定め、指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

それでは、順次指名をいたします。

最初に、5番、小坂議員より行政システム等でのベンダーロックイン回避について通告がございました。

この際、発言を許します。

5番、小坂議員。

○5番(小坂一行君) 行政システム等でのベンダーロックインの回避についてということで質問をさせていただきます。

デジタル社会、行政事務も一層のデジタル化が急務とされている。情報システムの調達は、その多くは企業より調達され運用されています。今現在、今後と危惧されることは、ベンダーロックインであります。特定の企業への依存は自由競争が失われ、価格の高止まりや品質の低下を招きかねません。ベンダーロックインは主に受注者側の問題と言われますけれども、発注者側にも情報収集、スキル、認識など責任がないわけではありません。ベンダーロックインについて理事者の見解をお伺いしたいと思います。

- ○議長(佐々木康宏君) 佐野町長。
- ○町長(佐野 豊君) 小坂議員の質問にお答えさせていただきます。

行政システム等でのベンダーロックインの回避についてということでありますが、北竜町では1月の臨時議会におきまして自治体DX推進計画の策定等についてご審議をいただ

いたところであります。

小坂議員が申しますベンダーロックインと思われる業者につきましては、本町におきましては5社ありまして、27件の契約を結んでいるところであります。当初契約したベンダーには、北竜町の基礎データがそのベンダーが構築したシステム上に蓄積され、簡単にデータを移すことができず、ベンダーを変更する場合には現状多額の費用を支払うか、最初から基礎データを入力し直す必要があるとなっております。そのため専門的知識に疎く、おざなりになったり、前年踏襲となったり、他社との比較競争もできないことから、ベンダーからの提示に従っていることも危惧されているところでもあります。国では各自治体のばらばらな情報システムについて、特に住民基本台帳や固定資産税等の税の関係、国民健康保険や国民年金などの主な17の業務のシステムについて国が策定する標準仕様に住居したシステムに令和8年3月までに移行し、各自治体の情報システム運用経費等を3割以上削減することを目的としております。

しかし、システムの移行に関しましては現在の契約状況、各ベンダーの標準準拠システムの開発時期など、それぞれの地域で多種多様なことが予想され、DX推進計画の中にも順序立てて取り組む必要があると思われます。

行政サービスのデジタル化による住民の利便性の向上や行政の効率化を図りつつ、国が 進めるデジタル化社会の構築に向けた施策も併せて取り組んでまいりたいと考えておりま すので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長(佐々木康宏君) 5番、小坂議員。

○5番(小坂一行君) 今ほどの答弁でベンダーロックインについてはほぼほぼ理解をされているなというふうに思いますし、また国の標準化の関係については逆に理解をさせていただいたところであります。

先月でしたか、北海道新聞にこのベンダーロックインについて記事が載ってございました。今日持ってきてここで少し読み上げようと思ったのですが、すっかり忘れてしまったのですけれども、要するにこの記事の発送元は公正取引委員会であります。公正取引委員会がこの各自治体における情報システム、あるいは情報等の囲い込みについて見解が書いてございまして、囲い込みはイコール、これは非常に問題がある内容であって、公正取引の中においても正さなくてはいけないということで、そういった内容のずっとございまして、正式な名前をうっかり失念してしまいましたけれども、要するにその中で何が書いてあったかといいますと、各自治体はまずアンケートをされて、こういうシステムの契約状況、そしてその契約を継続状況とか、あるいはほかのベンダーに変更する点において業者側からあった問題点というか、そこがあるからできなかったということで、先ほど答弁にありましたけれども、移動するといったら多額の違約金を請求されたとか、あるいはデータの提供を拒まれたとか、そういったことの内容が記載されていました。

そういったことでありまして、そこで公正取引委員会のほうがやはりこれは大きな問題であるし、言葉が一つ今思い浮かばないのですけれども、すみません、後でまた思い出し

たら申し上げますけれども、そういったことで公正に向けた取組が必要だということで、 何か大きな問題があれば取引委員会のほうへ告発になるのか、それとも申入れなのか分か りませんけれども、そういったことで改善は図るようなことの内容が書いてございます。

さらには、デジタルという部分での、これからどんどん北竜町のほうもいろんな意味で今現況以上に入ってくるというふうに思いますけれども、そこの部分でそれぞれいろんな今の若い世代はそういったものに親しんではいるとはいっても、やはり本当の専門の部分ではなかなか難しいものがあるということで、そういった人材の確保という部分では公正取引委員会のほうで今デジタル庁のほうに各自治体にそういったものの人材派遣ができないかということも勧告みたいな形で書いてございました。

この件は、私議員なりたての頃に1回一般質問でこういった人材、北竜町にも必要ではないかということで提案をさせていただいた経緯もありますけれども、ここに来てどんどんこういうデジタル化が進む中では、やっぱりそういった人材の確保というものは必要なのではないかなというふうに思います。新卒というとなかなかハードル高いですから、中途採用とか、あるいは地域おこし協力隊員の中にそういった仕事の内容を問いながら集めるとか、いろんなことを考えながら、ぜひ取組の中に入れてほしいなというふうに感じてございます。

それから、ふだんいろんな契約書を見せていただいているのですけれども、やはりこの内容を見て今後いろんな契約、あるいは委託業務あるというふうに思いますけれども、一番の問題はそのデータなりシステムがどこに既存するのかという部分であろうというふうに思います。成果品についてはこちらにいただきますけれども、それの元となるデータはどこにあるのか、加工して分析したデータはどこの帰属にするのかという部分は、やはり今後契約書の中にしっかり明記をしていくことがトラブルが一番少なく、もしベンダーを替えるときが来ても、そういった部分がクリアできるのかなというふうに思いますし、契約の部分でぜひそういったことの内容をやっていただければなというふうに思っております。

話しながら先ほどの公正取引委員会の正式な名前を忘れてしまったのですけれども、失念をしてしまいました。後ほど思い出したら、また担当のほうに申し上げたいと思いますが、そんなことは非常に問題だということで記載がされていましたとご報告というか、申し上げながら、方法、理解されている内容ですので、ぜひこのことをそれぞれの念頭に置きながら今後の対応を図っていただければというふうに思いまして、私のずっと意見的な内容ですので、特に答弁は求めませんけれども、何かあれば別ですけれども、そんなことでよろしく今後ともこういった内容を検討いただければなというふうに思います。

以上です。

- ○議長(佐々木康宏君) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋利昌君) 小坂議員、ありがとうございます。 私たちもDXの推進計画の策定をする部分におきましても、今小坂議員さんのほうから

ご指摘でいただきました人材の部分についても、内部人材という部分で職員の知識、または資質の向上というような部分の中で、また情報管理に関する職員の育成なんかも、今ウェブ研修とかなんかもありますので、そういうような中で図っていきたいというふうに思っておりますし、外部人材の部分についても今国のほうでもDXの推進計画策定の部分において、外部人材の登用という部分において情報の統括責任者を置きなさいとか、その情報統括責任者の補佐官を置きなさいというような形の中で、企業からのそういう派遣についても国の特交の手当なんかもつけまして活用しなさいというようなことも言われておりますので、ただどこに、どういうような人材がいるかというような部分もありますので、ただどこに、どういうような人材がいるかというような部分もありますので、すぐに登用できるかということではちょっと難しい部分もあるかもしれませんけれども、北空知も含めて全部の市町村が今これに取り組んでいかないというような部分もありますので、共同設置なんかも検討しながらやっていきたいなというふうに思っております。

また、推進計画を進める上においては、庁内の組織体制についても図っていかなければならないというふうに思っております。今現在企画振興課のほうで進めていこうというふうに思っておりますけれども、現在あります行政デジタル化の検討委員会、推進委員会、こういうようなものを基にしながらDXの計画推進のほうも取り組んでいきたいというふうにも思っております。

そして、公正取引委員会の話もありましたけれども、国のほうもこういうような囲い込みの部分を危惧しているような部分の中から各自治体でカスタマイズということで、各自治体独自の様式というものがあるものですから、隣でつくった情報システムを、ではそれ私たちのほうで単純に貸してというか、そういうことにならない。その町独自のそういうような情報システムが構築されているというようなところから、国のほうも危惧して標準化というようなことも今言われているようなところでありますので、この標準化が各企業の中でどんどん、どんどん開発されて、私たちも選択肢が増えてくれば、また価格の低下とか、そういうことも図れるのかなというふうに思っておりますので、小坂議員さんのほうから言われましたご意見等を受けながら進めていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(佐々木康宏君) 5番、小坂議員。

○5番(小坂一行君) 1点、思い出しました。先ほどの件ちょっと忘れてしまったのですけれども、今回この中に行政システム等ということで、あえて等をつけさせていただいたのですけれども、行政システムの部分では先ほどの内容なのですけれども、予算書を見ていても非常に偏るというわけではないのですけれども、比較的多く発注されているものが、一つの業者に多く行っている内容のものが結構見受けられるものですから、やはり例えばある機器を入れるという部分で、そこは販売業者がそこしか持っていないものであると、なかなかそれをまた変えて云々ということになりませんけれども、それ以外の汎用性のある、どこでも売っているようなものについては、どこでもそういったものに対応できるということで考えていまして、町の条例の中に長期契約を締結することでできる契約を

定める条例ということで定められていますけれども、その内容の中でそれぞれ事務用機器だとか、通信機、車両、その他もろもろの内容ですとか、先ほどの電子計算システムの保守管理とか、そういったものも入った中ではこれ長期的に契約を締結できますよということで条例は定められておりますけれども、一番そうはいっても長期契約を締結できる期間は5年以内とするということで最後に締めくくってございます。

そういったことも考えれば、通常そんなに大きくする問題ではないのかもしれませんけれども、ずっと継続的に同じ業者というのは私は問題あるというか、3年から5年の間にせめて見積り合わせぐらいはしながら、仮にそこの業者は次回も契約するのだけれども、やっぱりそういった行為も途中で入れていくべきだなというふうに日頃感じています。そういったことがお互いにいろんな面でメリットが得られる可能性もあるのかなというふうに思いますし、ぜひそういった部分も今後検討の中に入れていただければなというふうに思ってございます。

以上です。

- ○議長(佐々木康宏君) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋利昌君) ご指摘いただいた部分において、またいろいろな委託契約の部分での中で精査させていただきながら対応させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
- ○議長(佐々木康宏君) 以上で5番、小坂議員の質問を終わります。

次に、1番、中村議員より移住・定住の取組について通告がございました。 この際、発言を許します。

1番、中村議員。

○1番(中村尚一君) 1番、中村です。おはようございます。よろしくお願いします。 移住・定住の取組についてということでお伺いをしたいと思います。

移住・定住に関しては、様々な数多い取組がなされていると思いますが、次について伺 いたいと思います。

まず、1番目に北竜町ホームページの移住・定住情報に空き家等対策協議会の報告書が掲載されておりました。28年、29年と載っているのですけれども、それ以降については掲載されておりません。現在は開催されていないのか、また町内の空き家で使用できるもの、できないもの、それから所有者やその空き家を今後どうするのかについてどの程度把握されているのか伺いたいと思います。

2点目に、同ホームページの移住・定住情報にお試し暮らし住宅について掲載されております。現在受入れ体制整備中となっておりまして、これまでの希望者、体験者は何件あったのか。また、今後の整備体制についてはどのように考えておられますか。

3番目に、町並み整備建築事業において、国道275号線沿い、それから国道233号線沿い、道道94号線沿いで市街地と認められる地域とはどの範囲か。

それから、4番目に持家等の取得、中古住宅の取得及び改修等については、事業として

の奨励金が設定されていますが、中古住宅を取り壊して新築する場合の奨励策については どのようになっているか。また、もう一点ありました。町内各地域にある空き家の取壊し 等について景観等の観点から今後の対策についてどう考えているか。

5番目に、子育て支援については出生から小中学生及び高校生まで幅広く対策を講じていますが、その中で出産祝金、それから入学祝金の対象基準設定の考え方を伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

- ○議長(佐々木康宏君) 佐野町長。
- ○町長(佐野 豊君) 中村議員の質問にお答えをさせていただきます。移住・定住の取組についてということでございます。

5つの質問について順番にお答えをしていきたいと思っております。まず最初に、空き家等対策協議会につきましては、北竜町空き家等の適正管理に関する条例の第13条により設置されております。平成28年と29年にこの対策協議会を開催して、それ以降現在までは開催していないのが状況であります。この協議会の目的は、町内の空き家の状況を関係機関と情報共有し、その中でも特に危険な特定空家を認定することにあります。現在空き家は43件あり、特定空家は1件となっております。また、個々の空き家の状況についても整理させていただいております。空き家の把握は町内の巡回と町内会長への確認により行っており、特定空家は所有者へ適正な管理を呼びかけております。

町内にある空き家はほぼ固定化されてきており、新たな空き家は有効活用されるか、所有者に取り壊されている状況にあるところであります。協議会につきましては、先ほど申し上げましたように4年間開催されておりませんので、開催に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、お試し暮らし住宅につきましては、町のホームページに記載のとおり平成30年に市街地に適当な空き家がありましたので、お試し暮らし体験住宅として1件1人の方が体験されました。その方はその後公営住宅に入居され、現在も北竜町に居住されております。なお、この平成30年に指定いたしましたお試し暮らし体験住宅は、所有者の希望により取壊しされている状況にあります。

今後につきましては、令和3年、本年度というか、昨年度というか、整備いたしました 定住促進住宅の有効活用を図るとともに、また市街地を中心に適当な空き家があればお試 し暮らし体験住宅としてお借りする、あるいはお譲りいただくということで活用してまい りたいと考えているところでもあります。

次に、町並み整備建築事業については、その範囲を国道275号線沿いには、和地区は 永楽園入り口から町道西川岩村線まで、碧水地区は北竜消防第2分団庁舎から加藤宰さん 宅まで、国道233号線においては町道碧水古作線から碧水駐在所まで、道道94号線に おいては町道和中通り線から竜西農場事務所までとしており、おおむね国道、道道に向かって住宅が両側に連なっている範囲とさせていただいているところであります。 中古住宅を取り壊して新築する場合の奨励策につきましては、定住を促進するため町民または北竜町に移住する意思のある者が自家住宅を建築した場合に助成金を交付する奨励策に該当するものと思っております。また、景観等の観点からの空き家の取壊しに対する今後の対策といたしましては、空き家の所有者等の責務として、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう適正に管理を行うよう注意喚起も行ってまいりたいと考えております。

最後になります。子育で支援策につきましては、出産祝金を受給できる方の要件として、 父及び母が本町に引き続き1年以上在住し、かつ出産児を6か月以上養育している者と条例において定められております。なお、出産祝金は定住の促進を図ることを目的として支給するものであり、申請時には今後も引き続き本町に住んでいただくことを確認しているところでもあります。今後とも定住の促進を図り、地域の活性化を推進するため、本町に定住していただく方に対して出産祝金の支給を行ってまいりたいと考えております。

また、入学祝金は次代を担う児童の健全な育成を図ることを目的に支給するとされており、対象は真竜小学校に入学を予定している児童世帯で、支給額は5万円であります。基準日と条件につきましては、入学日に本町に住所を有することが見込まれること、資格の失効といたしましては、入学日前に転出した場合、この支給金の返還の条件としましては偽りだとか、その他不正な手段により交付を受けた場合と条例で明記されているところであります。ご理解をいただきたいと思います。

○議長(佐々木康宏君) 1番、中村議員。

○1番(中村尚一君) ありがとうございました。関連するものでまとめてやるところと、 後で分けてやるところでやりたいと思いますので、お願いします。

まず、1番目についてですけれども、空き家についてはホームページで2戸紹介されていると思います。過去にもう一戸あったけれども、もう一戸は売却されて次の家が建っているというような、そんな状況もあるのかなと思いますけれども、過去にこの場でもありましたように新しいものでないと駄目だとか、人によっては古いやつでも好みがあるのでというような話もあったわけですけれども、現在2戸出ているのを見るとなかなか、問合せどれだけあったか分かりませんけれども、どうなのかなというような、そんな感じもしております。空き家が43戸、特定空家が1戸ということで、北竜町の規模としては多いのか少ないのかちょっと分からないのですけれども、どんな状況なのかなというふうに思います。

4番目と絡むので、4番目と一緒にしますけれども、転居などによって空き家になった 市街地の、住宅地の住宅については役場の職員とかなんかが中古住宅、聞くと古い住宅壊 しているところは土地代払ってとか、それから住宅が残っている場合だったら無償で譲り 受けて取壊しは自分が持つというような、そんな形の中で結構うまく動いているのかなと いうふうに思います。市街地は結構そういうふうにうまくいっているのですけれども、や っぱり田舎のほうはなかなかいかないのかなというふうに思いますし、空き家、非常に乱 れていたところを自主的に片づけた人もいますし、それから環境美化対策ということではいるんな形で取り組まなければいけないのかなというふうに思います。

取壊しについては所有者が自主的に行っているものとは思うのですけれども、農家地帯ではまだ使えそうなのだけれども、やっぱり土地の移動があったときにはもう壊してしまうというような、そんな状況もあるのですけれども、なかなか空き家なのだけれども、何か物を入れて使っていれば使っているという、そんな話になると思いますし、そんな状況かとは思うのですけれども、所有者に適正な管理を呼びかけているというのは、そんなこともあるのでしょうけれども、所有者の経済的な状況、それによって壊したいけれども、壊せないという、そういう人も中にはいるのかなというふうに思います。所有者と連絡が取れない場合もあるのかどうか分かりませんけれども、特定空家になるといろんな厳しい条件があるというのは、固定資産税も上がるとか、それから強制的に壊したら壊した壊しも請求されるというようないろんな状況もあるようなのですけれども、そこまでいくのかどうか分かりませんけれども、経済的なことでできないというような、そんな人の場合はどうするか、放置しておけばいずれ町が撤去してくれると、そんなことになっても、放っておけば片づけてくれればということになっても困るので、なかなかそれは難しいのだと思うのですけれども、いろいろな形で地域住民と協議しながら進めていっていただけないのかなというふうに思います。

また、近隣の町では取壊しに対し助成をしているところがかなりあります。秩父別だとか、妹背牛だとか、様々あるのですけれども、そういったことに対する考えはないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(佐々木康宏君) 高橋副町長。

○副町長(高橋利昌君) 今町のホームページに2戸登録されておりまして、1戸のほうについては問合せも何件かありまして、中身見たいというような形の中で問合せもあるような状況でありますので、また雪解けて春になれば所有者と連絡を取りながら中身見ていただいて、もし気に入っていただければ、両方で相対で話ししてもらって売買等ができればいいかなというふうにも思っているところであります。

中村議員さんがおっしゃるように、市街地についてはそれなりに動いているような状況でありまして、ただ農家地区についても農地と一緒につながっているような部分もありますので、なかなかそこに町が入って管理するということになるとまた難しい部分もあるかなというふうには思っているところでもあるところではあります。

ほうっておいたら行政代執行という部分がありまして、行政が強制的に空き家を撤去し、 それを所有者のほうに請求するというようなこともあるわけですけれども、なかなかやっ ぱりお金がないから壊せないのであって、町が壊したときのその代金を分割になるかと思 いますけれども、きちっと払ってもらえるかとなるとまた難しい部分も出てくるのかなと いうふうに思っております。

今現在町内の空き家については、先ほど言ったような部分の中で43戸ということの中

で把握しておりますけれども、ほぼその所有者については把握をしているような状況でありますし、それぞれのところに連絡もしているようなところであります。ただ、町で言っている空き家というのは人が住んでいない建物というようなことの中で、所有者がいてきちんと管理されているものもこの43戸の中には入っているわけで、放置されているのが43戸ということではないことをちょっとご理解いただきたいと思うのですけれども。その中において、ご質問の中にもありましたように半数ぐらいは今後の管理の仕方といいますか、も把握しておりまして、半数近くは誰かにお譲りしたいというようなことも聞いているようなところもありますので、そのようなところはホームページ等に極力載せてもらうようにしながら対応していきたいというふうに思っていますけれども、所有者の方、うちの家なんか恥ずかしくてホームページに載せられないとおっしゃる方が多くてなかなか載せていただけないのですけれども、ほかの町村においてはどんな空き家でも全部結構協力的に載せているようなところもありますので、そこら辺はご理解をいただきながら進めていきたいなというふうに考えているところでもあります。

近隣の近くでは空き家の取壊しについて何分の1かの、または上限30万とか設けているようなところもありますけれども、今現在町としてはなるべく所有者の管理の中で適正に管理をしていっていただきたいという形の中で取り進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

- ○議長(佐々木康宏君) 1番、中村議員。
- 〇1番(中村尚一君) 自己の責任でという、そんな話もあるのですけれども、100万 とかというのありますから、近隣で、5割上限の100万限度。

結構最近町内に住んでいた、我々の年代でも住んでいたけれども、卒業して市街地に出て、親が住んでいたけれども、親が亡くなって空き家になったと。そうしたら、主体的にもうきれいに整地までしていく人もかなりいるのです。それを考えると身辺整理というか、きれいに、北竜の町のため、景観の維持のためにということも我々としては考えられると思うのです。そんなことも含めるとやっぱり何らかの形の、高額でなくてもいいのです。気持ちでも何でもいいですから、ちょっとでもいいから考えてあげると喜ばれる面もあるし、より空き家がなくなってというようなこともあるのかと思いますので、今後いろんな形もあると思いますけれども、検討していただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、2番目のホームページの移住・定住のお試し暮らし住宅についてということで掲載されています。見たらもう取り壊されてないというような、そんな状況でありまして、そして今、昨日も条例、明日あると思うのですけれども、新築したお試し住宅もあるよというようなこともあっての計画中だから、ちっちゃい字で書いてあるのです。もっと大きな字で、元あった、それ載せておくのもいいのだけれども、今はありませんというような感じであってもいいのかなと思いますし、さっきの空き家のあっせんしたやつも北竜のやつは消えてしまってないのだけれども、近隣の町だったらたくさん出ていて、これ売れま

したというような、そんな感じでこんないいやつもあったのだというような、そんなこと もあるので、ちょっと状況見てなのだけれども、そういうことも考慮したらいいのではな いかなというふうに思います。

ホームページで「ようこそ北竜町へ」と移住・定住の、これ出ているのですけれども、 どうも見ると何か言葉的にどうなのというような感じがするのです。中ちょっと言うと、 町のセールスポイントの中に、3つ目なのですけれども、「ゴルフ場もリゾートタイプの スキー場も無いので清らかな力のある水が流れる」と書いてあるのですけれども、ゴルフ 場もスキー場もなくて当たり前かなと思うのです。スキー場ということは、何かもう三十 数年前の恵岱岳リゾートの話かなと、そんなことを想像するのですけれども、なくて当た り前なのですから、ゴルフ場もなくて、だからもっと暑寒岳に降った雪が伏流水で出てき たきれいな水の流れるとか、そういった表現でも、何かもっと夢のあるような、そんな表 現に変えてもらったらいいのかなと思いますし、水に関しては暑寒岳ではなくて、今北竜 町の飲料水は全部沼田ですから、その辺の表現もどうなのかなというようなことも考えて いますので、紹介するのですけれども、やっぱりみんな見て、おっと目を引くような紹介 もしてほしいと思いますし、暮らしのポイントですとか、楽しくと、こう見ると高齢者向 け住宅ですとか、老人大学とか、老人クラブとか、そんなのがメインで出てくるので、何 か老人、年寄りを集めるための紹介なのかなというふうに思いますので、その人たちも含 めてもっと若い人たちも、北竜ってそういう、行ってみようかなという気持ちにさせるよ うな、そんな表現に変えていただけたらありがたいなというふうに思っています。

それともう一点、便利にということで北竜ひまわりインターということで数少ない町の 特産とかなんかの名前がついたインターだということもあるのですけれども、若干札幌か ら来ると、ひまわりインターで下りるとえらい遠回りになると、そういうこともありまし て、ちょっとその辺の表現もどうなのかなと。総体的にもっと見て、おおっというような、 そんな感じの紹介文に直していただけたらありがたいなというふうに思っておりますので、 その辺についてどうなのかなということでお伺いします。

- ○議長(佐々木康宏君) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋利昌君) 今中村議員からご指摘いただいた部分について、そのほかの部分についても見直しさせていただきながら、ほかの町等も参考にさせていただきながら、ちょっと文言等、または写真等を入れ替えていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。
- ○議長(佐々木康宏君) 1番、中村議員。
- ○1番(中村尚一君) よろしくお願いしたいと思います。

体験者が1人住んでいるというようなことで非常にありがたいことなので、そういったこともPRの材料として進めていっていただきたいと思います。

3番目の町並み整備建築事業ということで、国道275、233、道道94号線というのが出ていますけれども、碧水の233というふうに言っているのですけれども、国道2

33号線、昭和四十何年にバイパス化されてということなので、その後から家建ったのはほとんどないのです。その作戦から見てくると、右側に元の精米工場あって、左側に元の食堂あって、スタンドの空き地あって、セイコーマートあって、支え合いセンターあって、コミセンあって、次高齢者住宅ですよね、で駐在ですから。右側だったら、元のスタンドの跡あって、あと水田ですから、ちょっと対象としてはどうなのかなというふうに思うのです。もともと碧水は旧国道、そこが市街地でしたから、そこはどうなのかなというふうに思いますけれども、そこも住宅今結構ありますけれども、今空き家になったりなんかして、新たに住んだ人もいますけれども、その辺はやっぱり国道縁でないから対象にならないかなと思いますけれども、233はちょっと無理があるかなというふうに思います。

道道沿いについては空き地もあるけれども、結構角地がなくなったりしていいというような面もあるらしくて、その辺はいいのですけれども、275沿いの特に碧水も何戸かあるのですけれども、和ですよね、やっぱり市街地。和の交差点、入り口か、ココワの向こうもなくなったけれども、住宅なくなって違うふうに活用できるという、そんな便もあるのかもしれないのですけれども、275と94号線の交差点から桜岡のところには結構空き地があるのです。できることであれば、そういうところの所有者はどういうふうに考えているか分からないのですけれども、そこにやっぱり住宅を立てて少し町並みをというようなことも考えられないのかどうかというようなこともありますし、場合によったら冬の間空き地があると雪捨てられていいという、そんなこともあるかもしれないのですけれども、そればかりも言っていられないのかなと思いますので、その辺の対応についてはどうなるかなということと、あと町並み建築助成金の奨励金と持家取得奨励金というのは合わせていただけるということでいいですか。そんなこともあるのであれば、ちょっと和の市街地、さっき275、碧水もありますけれども、そういったところもホームページ等で紹介していけないのかなというふうに考えていますけれども、よろしくお願いします。答弁あれば後でよろしくお願いします。答弁あれば後でよろしくお願いします。

最後の5番目の子育て支援についてなのですけれども、入学祝金がありますけれども、 入学を予定していれば支給されているというようなことで2か月前にいて、入学すればオーケーというような、そんなことでいいのかな。悪用する人はいないと思うのですけれども、規定は規定であれなのですけれども、昨日教育長が言っていた間口を広く、入り口を広く、できるだけ多くにというようなことがあるのかなというふうに思っているわけですけれども、それに比べると出産祝金については父及び母が1年以上住んで、さらに生まれてから6か月いてというようなことで、答弁の中にはさらに住んでいただけるようにとお願いをするというようなこともあるのですけれども、決まりからいえば6か月過ぎれば問題ないということでいいですよね。この辺ちょっとまずお願いします。

○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。

○住民課長(細川直洋君) 記載はこうなっているのですけれども、書いてあるとおり支給するときに後で返還がないように、あなたは今後この町に住んでいただけますよねとい

うことを確認して支給をするようにしております。

- ○議長(佐々木康宏君) 1番、中村議員。
- ○1番(中村尚一君) 確認してどれだけ、ずっと未来永劫住まなければいけないのか、 そうなのですか、そういうことなのですか。ということは、異動者というか、そういう人 には対象にならないという、そんなことの判断ですか。ということは、今まで北竜で出生 して対象から外れたというのがかなりあるということでいいのですか。
- ○議長(佐々木康宏君) 一時休憩します。

休憩 午前10時15分 再開 午前10時16分

- ○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。佐野町長。
- ○町長(佐野 豊君) 先ほども答弁したように、この出産祝金についてはあくまでも定住してくれるということを原則にこの制度をつくっておりますので、中村議員さんは以前にも予算委員会か決算委員会で質問されておりました、駐在さんのことをお話しされておりましたけれども、私どもは駐在さんは3年、5年、あるいは来年とか異動されるという頭があったものですから、あえて駐在さんにも確認したりなんかして、了解を得た中で支給していないということでありますので、いずれにしても定住していただけるということを原則にこの出産祝金を今後も支給したいと思っています。
- ○議長(佐々木康宏君) 1番、中村議員。
- ○1番(中村尚一君) 趣旨は分かりました。ただ、そういう異動で来る人はいない場合もあるけれども、年齢的に30前後で保育園から小学生ぐらいの子供がいることが結構多いのです。北竜町に住んでいれば、ずっと成長していって高校を卒業すれば大学だ、就職だといなくなってしまう面あるのですけれども、そういう人たちが、子供がいる人が来てくれたら常に保育園、小学校、間違いなくカウントできるのです。だから、そういうことも考えて、少し子供に対するということもあれば考えていただけないかなというふうに思います。

コロナ禍に町外勤務者移住助成事業というようなことがあるのですけれども、これについては10万円とかと書いてありますけれども、これは引っ越してきた人たちには全部対象になるのかどうかというのも伺いたいと思いますし、最後にもう一点言いますけれども、その点についてはどうなのでしょうか。

○議長(佐々木康宏君) 休憩いたします。

休憩 午前10時19分 再開 午前10時20分 ○議長(佐々木康宏君) 再開いたします。

1番、中村議員。

○1番(中村尚一君) 分かりました。ということで、なかなかそういう人も越してきたけれども、住宅がないというような、そんなことも言われていますので、住宅対策というようなことも含めてお願いしたいと思います。

先ほども言いましたけれども、やはり北竜町に子供がいる人が数年でも住んでくれるということは、さっきも言ったように保育園、小学校、去年も言ったけれども、結婚もしない、未婚者も多い、子供も少ないというようなことでは非常に、即戦力といったら言葉あれなのですけれども、すぐもう数に反映されるし、ある程度大きくなったらまた同じような子が来てくれるという、そんなこともありますので、ちょっといろんな形の状況もあると思いますけれども、今言っている職業の人だけではなくてほかの形でもいろいろあるかもしれませんので、やっぱり子供ということで何らかの形の対策を講じていただければありがたいなというふうに思いますので、先ほど町長が言いましたけれども、何かこれに関しては何回もしつこく第4子はどうだとか、いろいろな形で質問させていただきましたけれども、生まれたら10万円と聞いて思っていたので、いろいろどんなのかなというふうには思ったりもしていました。

もう一点、ちょっと中身聞くの忘れたのですけれども、父が北竜町民で妻が町外で、例えば授かり婚とかってありますね、最近、たまにありますよね。そういう場合は父は1年以上住んでいるけれども、母は住んでいないという、そんなことになるのかなと思うのですけれども、それは対象にならないということでいいのか、それとたまたま何かの事情で夫がいなくなった場合、北竜町で出産した場合とか、そういうのはこの規定からいったら対象外ということでいいのでしょうか。その答えを聞いて、あと先ほど言った今後いろんな形で子供のために考えていただきたいということをお願いしたいと思います。

- ○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。
- ○住民課長(細川直洋君) 今のこの書きぶりですと父及び母がともう書いてありますので、対象外になると思います。
- ○議長(佐々木康宏君) 1番、中村議員。
- ○1番(中村尚一君) 町民であっても、例えば農家の息子が農家しています、たまたま付き合っていてまだ結婚までいかないのだけれども、妊娠したので、一緒に住んで北竜町民になります、それ対象にならないのですか。
- ○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。
- ○住民課長(細川直洋君) 父及び母が引き続きと書いてありますよね。だから、転入してきていただければ対象になりますということです、お母さんも。町民になれば全然問題ないと思うのですけれども。
- ○議長(佐々木康宏君) 1番、中村議員。

○1番(中村尚一君) それ1年というくくりは外れるのではないですか。父、母が1年住んでいて、生まれて半年という意味、さらにという話、さらに住んでもらえるということからいくと1年たたないので。

もう1分なので、これ以上、いや、ちょっと答え聞いてから言うかもしれないけれども、 お願いします。

○議長(佐々木康宏君) 休憩いたします。

休憩 午前10時23分 再開 午前10時24分

○議長(佐々木康宏君) 再開いたします。 細川住民課長。

- ○住民課長(細川直洋君) 別にお父さんとお母さんが同じ1年ということではなくて、 それぞれ1年間住んでいただければいいと思います。
- ○副町長(高橋利昌君) お母さんが転入してきて、そこから生まれて1年たてば、どっちにしても転入してから1年たてば該当になりますので、同時に1年いないといけないということではなくて、転入してきてもそこから1年経過すれば該当になりますので、その間に子供が生まれれば該当になってくるということであります。
- ○議長(佐々木康宏君) 1番、中村議員。
- ○1番(中村尚一君) もう時間ないので、あれなのですけれども、例えば来て3か月で生まれましたといったら1年たっていないから、それから1年でもいいということなの。

いずれにしても、いろんな形で子供がいる人に対しては短期的な人であっても、悪用するような人はどうかというような、まさか小学校入ります、入学しました、1週間で5万円もらったから転校します、そんなことはないと思うのですけれども、そういったことのための何か決まりだとは思うのですけれども、いろんな形で北竜は子供に優しい町とか、そんな形で考えていただきたいと思います。

ちょっと長くなりまして、すみませんでした。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(佐々木康宏君) 以上で1番、中村議員の質問を終わります。 10時45分まで休憩をいたします。

> 休憩 午前10時26分 再開 午前10時41分

○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 一般質問を続けます。 次に、7番、藤井議員より水田活用の直接支払交付金の見直しについて通告がございま した。

この際、発言を許します。

7番、藤井議員。

○7番(藤井雅仁君) 私からは、水田活用の直接支払交付金の見直しについて質問したいと思います。

令和4年から令和8年の間に一度も水張りが行われない農地に対して交付対象の水田と しないとのことだが、当町は農業が基幹産業なので、とても大きな問題と考える。理事者 の考えを伺いたい。

また、対象面積及びこの5年間で水張りを計画する面積がどのくらいあるのか伺いたい。 水田を水張りするためには畦畔が必要であるが、利便上、部分的に畦畔を撤去された水田 もあり、条件にもよるが100メートル当たり10万円前後の費用が復旧するために必要 である。さらに、部分ではあるが、高低差がある水田や荒れた土地においては均平を取る ためにブルドーザー等が必要となり費用が増大する。基幹産業を守るためにも助成が必要 と考えるが、その点についても理事者の考えを伺いたい。

- ○議長(佐々木康宏君) 佐野町長。
- ○町長(佐野 豊君) 藤井議員の質問にお答えをさせていただきます。

水田活用の直接支払交付金の見直しについてということでありますが、今回の水田活用の直接支払交付金の見直しにおいては、主食用米の中長期的な消費の減少を踏まえ、米の受給安定を図り、輸出用米や高収益作物への作付転換を進めるものであり、今後5年間に一度も米の作付を行わない農地を交付対象外とするということが報道されているところであります。これは昭和45年以降国の政策に従い生産調整を行い、農地集積を行ってきた本町の農業者にとっては多大な影響を及ぼすものであります。

従前より、いわゆる転作奨励金の対象水田は貯水機能を有し、いつでも水稲耕作復旧が可能な状態が保たれているものとされており、畦畔や水利施設を有しない水田については交付金の対象外となっております。本町におきましては、耕作上の利便上、一時的に畦畔を除去している水田はあるものの、容易に復旧可能な状態であるとして交付金の対象としているところでもあります。

さて、令和3年における北竜町の水田面積、これは共済の引受け面積でありますが、2,632ヘクタールのうち32.8%である864.6ヘクタールがこの交付金の支給を受けているところであります。今回の見直しにより今後の営農についての意向調査を行ったところ、452.2ヘクタールで今後5年以内の水稲の作付を検討するとの回答をいただいております。多くの方が水稲耕作を要望する中で、長く畑作物を作付していたことによる耕作を懸念する農地もあるかもしれませんが、関係機関とともに収益拡大対策に努めてまいりたいと考えているところであります。なお、畦畔や用水路の整備については、農村整備事業によるものとしておりますので、交付対象農地に追加するための整備については

今のところ検討していないところでもあります。

また、永年転作等により水稲以外の作付が固定化している農地については、畑地化等の十分協議を行ってまいり、地域特性に応じた検証を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただくようよろしくお願いを申し上げます。

- ○議長(佐々木康宏君) 7番、藤井議員。
- ○7番(藤井雅仁君) 水田として活用されていない農地が作付制限のある中、全てが水田にできない現況がある。土地条件が悪く、水田に戻すことが困難な土地もあるかもしれない。しかし、日本人の主食である米作りが米どころの当町において、これからも少しでも広い面積で行われるように、農業者がこの5年間に行う選択が水張りにより稲作へ向かえるように農業者の支援をすることは必要と考えますので、幾分かの費用の支援を再度お願いして終わります。
- ○議長(佐々木康宏君) 佐野町長。

○町長(佐野 豊君) この水田活用交付金の見直しについては、まだ十分な内容が分からないところがたくさんありまして、実は米どころ空知においても何回か集まって町村会でも検討しておりますけれども、道の町村会としても北海道一体となってJA、あるいはホクレン、生産者みんなで統一した見解でこれから国に要請していこうという段階であります。そして、今月の24日に北海道と道の町村会、農林水産部会で要請活動を行って統一見解をつくる、そういった形でまだ分からない部分がたくさんあるということで今対応がどうしたらいいかと見えない部分がありますけれども、十分この農業者のというか、北竜町の基幹産業である水田農家を守るために一層の努力をしていかなければならないと考えているところであります。何よりも米作るなということで転作を奨励してきて、今度また転作してきた水田については奨励金の対象にしないとか、5年間水張りをしなかったら、何か物すごく矛盾しているところもたくさんありますので、こういったことも十分要請活動の中に入れて進めていきたいと思います。

改良区の賦課金どうなるのか、農協の賦課金もそうですし、全てに影響出てくるし、農地の資産価値も落ちてくるということでありますから、そんなことで十分またいろいろと検討というか、要請活動に努めてまいりたいと思いますので、より具体的な数字というか、進む方向が分かれば、また議員の皆さんとも情報を共有して進めてまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長(佐々木康宏君) 以上で7番、藤井議員の質問を終わります。

次に、2番、尾﨑議員より長引くコロナ禍に目指す北竜町の優先順位はについて通告が ございました。

この際、発言を許します。

2番、尾﨑議員。

○2番(尾﨑圭子君) 2番、尾﨑です。よろしくお願いします。長引くコロナ禍に目指す北竜町の優先順位ということで質問したいと思います。

新型コロナウイルス感染症は、年号が替わった年の終わりから発症しました。世界規模で生活様式は感染症対策中心に変化してしまいました。人の流れの制限は北竜町の観光にも大きな影響を与え、コロナ禍になる前に作成された総合計画では観光の振興は早急に取り組む重要度の高い位置づけだったのですけれども、現在は以前とは違った見方、考え方が必要なのではないかと考えます。

人口減少の加速、年金減少、保険増額からの影響が考えられる生活困窮、農業政策の転換に関わる農業経営不安、加えてコロナ禍の不安、ウクライナ戦争等この現状をどう捉えておられるのか、理事者の思いを伺いたい。

- ○議長(佐々木康宏君) 佐野町長。
- ○町長(佐野 豊君) 尾﨑議員の質問にお答えをさせていただきます。

長引くコロナ禍に目指す北竜町の優先順位はということでありますが、近年世界中で蔓延した感染症はいまだ収まる気配を見せず、長期化しているところであります。また、地球温暖化による自然災害も日本各地で多く発生している状況であります。加えて国際的な情勢不安は我が国の政治や経済にも波及し、私たちの身近な生活にも影響を及ぼしてきているところであります。このことは大変憂慮すべきことであり、一刻も早い解決が望まれるところでもあります。

本町においても農業、商業、観光業それぞれが先行き不透明な状態となっているところでもあります。私たち行政の役割は、この不透明感を少しでも払拭し、その町に暮らす人々が明るく元気に暮らすことができるよう、地に足をつけて一つ一つ真摯に課題解決に取り組んでいくことだと考えております。

ひまわり観光の振興は、本町のまちづくりの顔とも言えるものであり、豊かな自然との触れ合いが人々に深い感動や安らぎを与え、明るく健康的なひまわりが持つイメージは本町の農業や商業にも大きな付加価値をつけております。

これらのことを大切に思い、次年度は本町の総合計画、これは令和元年度から令和10年度の10か年計画でありますが、後期計画策定に向けた準備に取りかかることになっております。前期計画の検証や、今後5か年の計画策定に向けた社会情勢分析が行われることになりますので、その中でしっかりと議員指摘の事項につきましても検討してまいる所存でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

- ○議長(佐々木康宏君) 2番、尾﨑議員。
- ○2番(尾﨑圭子君) それでは、優先順位としては今までと変わらないということでよ ろしいでしょうか。ということで、町民がこれから準備される計画に期待を持てる導きを いただきたいというのが今回の質問の趣旨です。

次年度、令和4年はいよいよひまわりの里総合計画に向けた準備に取りかかるということで、年月の経過の早さを感じ、そのほとんどがコロナ禍で不安や何もできない焦りがあったのではないかと思います。すばらしい提案をデザイナーや建築士の方々からいただいたにもかかわらず、どんなに優れたことであっても100%受け入れられるとは限らない

ということは世の常であります。

団塊の世代が高齢者層の中心を担い、昭和30年代まで、私なのですけれども、予備軍に控えております40年代のバブルの経験の後の世代にとっては年金に頼るより貯蓄しましょうと言っていた報道がありました。ちなみに、その方たちの目標額というのは5,000万だそうです。都会の場合だと思いますけれども、それぐらいやっぱりこの先の不安というのがとても大きいものだと思います。先行き不透明な世代に将来の明るい未来を描くことは難しいのかもしれないし、負の遺産と映るのも無理はありません。

まず一つ、答弁にあるように不透明感を払拭し、明るく元気に暮らせるよう一つ一つ真 摯に課題解決に取り組むのが行政の役割であると、これ本当にそうだと思うのですけれど も、1つ目の質問ですけれども、これまでの経緯で町民の思いというものが十分に反映さ れたと感じているかどうか。

2つ目ですけれども、社会情勢分析で計画策定内容が変わることがあるのかどうか、丁 寧な説明と説明をいただく機会と町民が意見を言う場というものは設けられるのかどうか というのを確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長(佐々木康宏君) 佐野町長。

○町長(佐野 豊君) 先ほども答弁させていただきましたが、来年から後期計画が始まりますので、そういった事業の内容等については十分現状を精査した中で計画の見直し等も図っていかなければならないと思っております。ひまわりの基本計画についても、昨日の執行方針の中でも述べたように、展望台については今年度繰越事業でまた補正予算も可決いただきましたので、3月31日付では4年度に繰り越して検討していくということで今おりますので、その中で今後ひまわりに関してもひまわりまつり開催する予定でおりますけれども、今までのようにインバウンドだとか、多くの観光客が北竜町に来てくれるのかどうかもちょっと不透明でありますので、そういった面も含めてこれからの観光業についても十分検証しながら進みたいと思っております。

なお、今までも北竜町のまちづくりで例えば保育所もそうだったし、いろんな角度で住民の方との意見交換をしながら進めてきていると思っていますので、これからも十分町民の意見を踏まえながらまちづくりを進めていきたいと、そう思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

ただ、今物価が上がってくるだとか、水田活用見直しによる農業所得の減だとか、社会的な部分でどういう結果になっているかというのまだ分からない部分がありますので、それらも十分注意していきたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(佐々木康宏君) 2番、尾﨑議員。

○2番(尾﨑圭子君) では、十分に説明してきましたという、そういう答弁ですよね。 十分に聞いていない、十分に伝わっていない、不満があるのかなという、そういう声をよ く耳にするのです。それは一体どうしましょうということなのです。私もやはりとてもい いアイデアだし、これは北竜町独自のいろんなそういった総合計画ということで本当魅力あるとは思っているのですけれども、伝わっていないのか、反対意見があるのか、そういったものを耳にするに連れ、どうだったのだろうという私自身の立ち位置がちょっと考え方として難しくなるときが時々あって苦しくなるのです。そういうときにやっぱり行政の長、そのリーダーとしてもっともっと説得力のある丁寧な説明というか、希望のある将来というのを描くものをちょっとお話を聞かせてもらえるとありがたいなとも思うのです。その辺のところどう思われますか。

○議長(佐々木康宏君) 佐野町長。

○町長(佐野 豊君) 尾崎さんの言う町民の説明が足りないというか、それは総合計画 の部分のまちづくりに言っているのか、ひまわりの基本計画のそういった環境整備につい てを言っているのか、ちょっとその辺を聞き取れないというか、分からないのですけれども、どっちの部分を言っているのか。総体的にかい。

私どもは行政懇談会だとか、あるいは一つの新しい事業についても説明会を開いたりしているのだけれども、やっぱりそういった説明会等、あるいは行政懇談会に参加しなければ伝わらない部分もありますよね。だから、そういった面については広報等を利用して周知徹底をさせていただいていると思っております。いろいろとそういった町民のご意見が届かない部分については地域の、あるいは仲間の代表である議員さんからこうした立場の中で質問をしていただいて、またいろんな角度で私たちもそれに向かって検証していきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

- ○議長(佐々木康宏君) 2番、尾﨑議員。
- ○2番(尾﨑圭子君) 町長の答弁よく分かりました。ありがとうございます。

現在ウクライナでロシア軍の攻撃を受けて尊い人命とまちが失われている、破壊されているということで心が痛むのですけれども、町長もフェイスブックで上げていたようにひまわりというのがウクライナの国花であって、映画を見たという方が本当にたくさんいると思うのです。そのときに私も見たのですけれども、本当に誰も悪くないのに戦争が全てを破壊して、全てを失って人生を狂わすということがとても残酷で、もうあってはならないと、そういうふうに感じております。今その現場、「ひまわり」の映画の背景である国でそういった戦争が起きていると。それもとても悲痛な感じがしております。何か心を駆り立てられるような、そういった衝動が起きてくるのです。

ということで、質問を終わります。

○議長(佐々木康宏君) 佐野町長。

○町長(佐野 豊君) もう一刻も早くこの戦争が終わることを願っておりますし、だんだんマスコミの情報を見てきてもどっちが優勢なのかも分からなくなってきていますよね。だから、ロシアの大統領というか、プーチンさんのほうが早く戦争を手放すというか、そういった格好になればいいなと思って、もうびっちりテレビを見ております。

「ひまわり」という映画何回か見ましたし、もう大分昔ですけれども、温泉で2月の厳

寒期に撮影会やったこともあるのです、壁に映画を。そして、国旗がブルーと黄色ということで本当にうちのひまわり畑とそっくりだということで、ここ三、四回、私のフェイスブックもたくさん写真載せんでひまわりと青空を載せて、No Warと書きたいのだけれども、あまり首長がそういうことをやっていてもあれかなと思いながら、気持ちはそういうことで載せております。北竜町、ひまわりの町で「ひまわり」の映画になったウクライナとつながっているのだなということを若干アピールもさせていただいております。

そんなことで、そういった気持ちも踏まえた中で今後この戦争を見ていきたいと思っておりますし、今日、今朝の報道では日本も受け入れるということで今8名の方が何か希望されているということですから、それらもずっと動向を見ながらしていきたいな。正直な話うちの町でも受け入れられるのであれば、1家族でも2家族でもそういった受け入れるような気持ちで進みたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長(佐々木康宏君) 以上で2番、尾﨑議員の質問を終わります。 これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第17号ないし日程第21 議案第34号

○議長(佐々木康宏君) 議案第17号から議案第34号までの案件の提案理由の説明を 行っております。

引き続き提案理由の説明を願います。 高橋副町長。

- ○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 高橋局長。
- ○事務局長(高橋 淳君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 北清会計管理者。
- ○会計管理者(北清広恵君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 続木産業課長。
- ○産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長(続木敬子君) (説明、記載省略)

- ○議長(佐々木康宏君) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 中断してください。1時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分 再開 午後 1時12分

- ○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 一般会計の説明をお願いします。

南波総務課長。

- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。
- ○住民課長(細川直洋君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 高橋局長。
- ○事務局長(高橋 淳君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。
- ○住民課長(細川直洋君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。
- ○住民課長(細川直洋君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 続木産業課長。
- ○産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長(続木敬子君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 川本局長。
- ○農業委員会事務局長(川本弥生君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 続木産業課長。
- ○産業課長兼ひまわりプロジェクト推進室長(続木敬子君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 高橋副町長。
- ○副町長(高橋利昌君) (説明、記載省略)

- ○議長(佐々木康宏君) 奥田建設課長。
- ○建設課長(奥田正章君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時24分 再開 午後 2時36分

○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 教育費の説明。

井口教育課長。

- ○教育委員会課長(井口純一君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 奥田建設課長。
- ○建設課長(奥田正章君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 南波総務課長。
- ○総務課長(南波 肇君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。
- ○住民課長(細川直洋君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 4時まで休憩します。

休憩 午後 3時53分 再開 午後 3時59分

- ○議長(佐々木康宏君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。 細川課長。
- ○住民課長(細川直洋君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。
- ○住民課長(細川直洋君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 細川住民課長。
- ○住民課長(細川直洋君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 東海林永楽園園長。
- ○永楽園長(東海林孝行君) (説明、記載省略)

◎会議時間の延長

○議長(佐々木康宏君) 東海林永楽園園長。

会議を延長いたします。

◎日程第3 議案第17号ないし日程第21 議案第34号(続行)

- ○議長(佐々木康宏君) 続けてください。
- ○永楽園長(東海林孝行君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 奥田建設課長。
- ○建設課長(奥田正章君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 奥田建設課長。
- ○建設課長(奥田正章君) (説明、記載省略)
- ○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

◎延会の議決

○議長(佐々木康宏君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長(佐々木康宏君) よって、本日はこれで延会をいたします。

なお、再開は3月10日、明日9時30分を予定しておりますので、よろしくお願いを いたします。

本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時59分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員